

令和 7 年度今治市地域みらいまちづくり事業費補助金
（旧地域自立活性化推進事業）の手引き

I 事業の概要

1 趣旨

人口減少及び少子高齢化の進行が著しい支所地域において、地域間連携の促進を図りつつ、住民の創意と工夫に基づき地域の自立的発展をめざすために実施される各種事業に対し、予算の範囲内において今治市地域みらいまちづくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2 補助対象者

補助金の交付対象となる者については、支所地域において、当該地域に拠点を置き地域振興を推進する団体とします。

任意団体にあつては、別世帯の成人 5 名以上を要件とします。

3 補助事業等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）については、以下の表に定める事業であり、令和 7 年度中に完了するもので、市の事業認定を受けたものとします。

補助事業	補助対象経費	補助金限度額	補助率
補助対象者の活動計画に記載された次のいずれかに該当する事業であつて、事業終了後も継続的に活動できることが見込まれるもの (1) ※「新しい公共」の拡大と定着が図られる事業 (2) 地域の安全・安心なまちづくりを推進する事業 (3) 地域の魅力及び活力の向上への効果がある事業 (4) その他特に市長が地域の自立的発展に効果があると認める事業	補助事業に係る経費で市長が適当であると認める経費	単独地域事業 1,200 千円 広域連携事業 2,400 千円	5 分の 4 以内、ただし、※今治みらい発掘隊員であつた者が代表を務める団体については 5 分の 5 以内

備考

- 1 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助金額とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。
- 2 ※今治みらい発掘隊員とは、今治市合併 20 周年記念事業「今治みらい発掘プロジェクト 12」において、市長から任命された者（任期は令和 7 年 3 月末日まで）

をいいます。

- 3 ※「新しい公共」とは、これまで行政により独占的に担われた「公共」を、市民・事業者・行政の共同によって「公共」を実現していくことです。

4 広域連携事業について

(1) 補助対象について

広域連携事業とは、2つ以上の地域及び団体が連携し、旧今治市を含む2つ以上の地域をまたいで実施する事業です。

主たる申請者は支所地域に拠点を置く団体としますが、連携事業者については旧今治市地域に拠点を置く団体も対象です。

(2) 事業の内容について

連携する全ての地域の活性化に寄与する事業が対象です。

2つ以上の対象となる全ての地域において、活性化につながる催しや活動を行う必要があります。

5 補助対象としない事業

前項の規定に関わらず、次に該当する事業については、補助金の交付の対象としません。

(1) 市で実施する他の補助金を受ける事業

例：市民協働型イベント事業費補助金、市民が共におこすまちづくり事業費補助金 ほか

(2) 国、県等からの補助金等の交付がある事業

(3) 政治、宗教に深く関わりのあるもの

政治、宗教活動及び宗教行事は認めないものとし、伝統文化や文化遺産などを活用する事業にあっては、宗教的活動及び宗教行事とならない工夫が必要です。

(4) 備品などの購入や施設修繕が主となるもの

単に備品のみの購入や、事業の主たる目的が備品の購入に限られるもの、また、単に施設の修繕を目的とした事業については対象としません。

(5) 個人の資産形成につながる事業

当該事業は公益性のある事業を補助対象としており、個人の資産形成や個人が所有する資産の価値の向上につながる事業は対象としません。

(6) その他市長が適当でないと認めるもの。

6 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助対象事業を行うのに必要な経費であって、次

に掲げる費目に限ります。

- (1) 報償費（講師、専門家などに対する謝金）
- (2) 旅 費（講師、専門家などに対する交通費）
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）
- (5) 委託料（委託事業に係る調査、検討などに要する経費等）
- (6) 使用料及び賃借料（事業の遂行に必要な会場、施設、機械装置の使用に要する経費等）
- (7) 原材料費（植林のための苗木購入費等）
- (8) 備品購入費（今後の活動を継続する上で必要不可欠なもので、個人に帰属する恐れのある物品（腕時計等）や、団体運営に使用できる汎用性の高い物品（パソコン等）は認められません。個別事業ごとに補助金交付確定額の5分の1を限度額とします。ただし、当事業により取得し、又は効用の増加した財産は、承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。）
- (9) その他の経費（その他、市長が事業実施に必要と認める経費）

7 補助対象としない経費

補助対象としない経費は、食糧費、人件費等の経常的な運営費及び恒久的施設の維持、整備費等、次に掲げる費目とします。

- (1) 賃金（ボランティアに対する人件費等）
- (2) 需用費（食糧費、修繕費、飲食物販売のための材料費等）
※備品が使用中に故障した場合の修繕費は、補助対象経費とする。
- (3) 委託料（工事設計、統計調査、有害鳥獣駆除等の事業委託料等）
- (4) 工事請負費（ハード事業等）

II 事業の申請

1 申請期間

令和7年4月1日～令和7年5月15日

2 申請先

今治市 各支所 住民サービス課

3 申請方法

申請期限までに「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、詳細資料を添

付の上、申請してください。

支出の部の根拠となる見積書等の写しについて、報償費、委託料、備品購入費については必ず添付してください。その他の科目についても必要と認められる場合は添付を求めることがあります。

4 その他

書類の不備、事業の内容等によっては、申請を受付できない場合があります。

Ⅲ 今治市地域みらいまちづくり事業審査委員会

補助金交付申請のあった事業が、補助金交付の対象となるかどうかを審査することを目的として、今治市地域みらいまちづくり事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催します。

1 申請事業の説明

事業申請を行った関係者は、審査委員会に出席し、補助金の交付を受けようとする事業内容等について説明をしていただきます。

- (1) 説明のあと審査委員から事業内容等について質問することがありますので、簡潔に回答してください。

2 審査方法

- (1) 審査委員会において補助金交付の適否等を審査します。
- (2) 審査委員は、事業補助金交付申請書及び審査委員会での説明、質疑により審査を行います。
- (3) 審査委員の審査結果を市長に報告し、後日、市長が事業の認定及び補助金の交付を決定します。

《審査において考慮される主な事項》

- ▼地域性・必要性（地域ニーズや特性を的確に捉え、地域課題の解決等に効果的な事業であるか。）
- ▼協働・地域連携（地域間の連携や交流が図られるものであるか。）
- ▼自立性・主体性（地域住民の創意工夫による地域の自立的発展を推進するものであるか。）
- ▼持続・継続性（事業完了後も事業展開が図られるものであるか。）
- ▼計画性・実現性（事業計画・経費について、実施方法や事業実施時期の具体性や実現性はあるか。）
- ▼実効性（目的が補助の趣旨に添っており、高い効果が期待できる事業であるか。）
- ▼公益性（多くの住民の参加や受益が期待できる事業であるか。）
- ▼先駆性（事業活動の先進性はあるか。）

3 交付額の査定

事業費の内訳に対象とならない経費が含まれている場合は、その経費については減額します。

例：原材料費や消耗品費などが明らかに一般的な価格より高額な場合。

備品購入費が全体事業費の5分の1を超えている場合。

4 補助金交付決定の通知

補助金交付決定については、後日、団体の代表者に対して書面で通知します。

5 補助事業の変更

事業内容について次のような変更をする場合は、要綱第6条第1項による市長の承認を必要とします。

(1) 事業内容の大幅な変更：補助対象経費（総額）の20%を超える増減を伴って事業量や事業内容を変更すること。

IV 補助金の交付

補助金の交付は、事業実施上、費用が必要と認めるときは、2回を限度に概算請求により補助金交付決定額を交付するものとします。なお、事業完了後、速やかに補助金の精算払請求書を市長に提出するものとします。

事業実績報告書による交付確定額が概算交付済額を下回る場合は、差額を納付書により戻入することとなります。

V 事業の2次募集

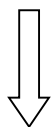
事業認定審査の結果、予算に余剰を生じた場合においては、期限を定めて事業の2次募集を行うことがあります。

【今治市地域みらいまちづくり事業費補助金交付の流れ】

補助金交付申請書の提出



審査委員会の開催



補助金を受けようとするときは、審査委員会に出席し、
事業内容等の説明を行う。

補助金交付決定の通知



補助金概算払請求書の提出



補助金の交付（概算払）



補助金事業実績報告書並びに補助金精算払請求書の提出



補助金交付額確定通知

補助金の交付又は戻入（精算払）